

しのはら公園指定管理者募集に係る質問及び回答補足

No.	質問	回答
12	2階のデジタル遊具で設置が予定されているモニターやボールプールについては、準備費用内で指定管理者が選定し、購入するという理解でよろしいでしょうか。	<p>屋内遊戯体験スペース 2階のモニターやボールプールについては、市で整備します。</p> <p>『補足』</p> <p>デジタル遊具のモニター類は市で整備しますが、当該デジタル遊具には月々の利用料がかかります。</p> <p>遊具工事発注前なので、機器の詳細は公表できませんが、応募書類作成にあたり、利用料金については、指定管理者負担となるため、参考価格として月々85,000円（税抜）の機器利用料金を見込んでください。</p> <p>また、資料5 備品一覧表に N0.29「デジタル遊具」「利用料」を追記するとともに、申請様式4号「しのはら公園収支計画書」の支出項目一事務費一使用料及び賃借料の備考欄に「デジタル遊具利用料、」を追記します。</p>

※ しのはら公園指定管理者募集における質問及び回答期限は過ぎておりますが、
デジタル遊具に係る質問及び回答（令和8年1月27日更新の「質問及び回答2」No.12）について、記載内容に説明の不足がありましたので補足します。